

海外フィールド・マーケター業務（農林水産・食品分野、台湾）に係る 業務委託先の公募要項

2020年4月6日
独立行政法人日本貿易振興機構
信谷 和重

日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という。）日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）¹では、海外における日本産農林水産物・食品のブランド構築に向けたプロモーションを実施しています。

今般、本プロモーションをサポートする法人を募集します。応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。

1. 業務委託内容：

(1) 目的

日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）のプロモーション²の効率的かつ円滑な実施およびプロモーション参加事業者への継続的な販売サポートを行う。

(2) 対象国・地域（カバーエリア）

台湾（カバーエリアは台北市を基本とする。ただし、JFOODOからの要請がある場合、台北市以外で業務を行うものとする。）

(3) 業務委託項目

次の4つの業務を行う。

- ① プロモーションの実行サポート
- ② 取り扱い拡大のためのフォローアップ
- ③ プロモーション参加事業者への継続的な販売サポート
- ④ プロモーションの基盤整備

¹ JFOODOは2017年4月1日付でジェトロに設置された日本産の農林水産物・食品のブランディングのためにオールジャパンでの消費者向けプロモーションを担う新たな組織。
<https://www.jetro.go.jp/jfoodo/>

² 「JFOODOのプロモーション」とは、JFOODOが主導するプロモーションのほか、ジェトロ海外事務所が主導するディストリビューション拡大のためのイベント等施策を含む。

各業務の詳細は以下のとおり。

① プロモーションの実行サポート

A. 小売事業者、飲食事業者等の JFOODO プロモーションへの参加促進

JFOODO と協議の上、現地小売事業者、飲食事業者等に JFOODO プロモーションを案内し³、参加を促す。案内した現地小売事業者、飲食事業者等が案内の対象となった JFOODO プロモーションに参加したことを JFOODO が確認した時点で 1 件とし、企業 1 社を 1 件として数える。

B. 小売事業者、飲食事業者への JFOODO 製作販促資材の導入・活用促進

JFOODO と協議の上、現地小売事業者、飲食事業者に対し、JFOODO が製作する、広告や広報と同期化した積極的な販売促進のための販促資材の店舗への導入の意向を確認して JFOODO に報告するとともに、導入・活用促進を促す。販促資材を導入したことを確認するため、小売事業者、飲食事業者（各店舗）から販促資材の活用状況・活用結果に関する E-mail（例、「〇〇〇（店舗名）で販促資材を活用した。」）、写真等を入手し、JFOODO に提出する。販促資材の導入が確認された時点で、1 件と数える。ただし、チェーン店の場合、1 店舗を 1 件として数える。なお、JFOODO 製作販促資材は、活用意向が得られた店舗に対し、JFOODO から速やかに販促資材を送付する。

② 取り扱い拡大のためのフォローアップ

JFOODO と協議の上、JFOODO プロモーションに参加した現地小売事業者、飲食事業者等に対し、JFOODO が指定する時期に、JFOODO プロモーション参加前と参加後の売上金額や取扱意向および状況等の変化、JFOODO プロモーションの感想、評価、要望等を訪問・電話・メール等でヒアリングし、必要に応じてディストリビューターの紹介等のサポートを行う。ヒアリング記録（分量は 400 字程度）を、ヒアリング実施後 2 週間以内に JFOODO に提出する。ヒアリング記録の提出が完了した時点で 1 件と数える。

ヒアリング対象となる品目と項目は、プロモーションの内容によって異なるので、プロモーション毎に JFOODO が指定するものとする。

また、参加前と参加後の期間については、イベントの実施期間や内容によっても異なるので、プロモーション毎に JFOODO が指定するものとする。なお、①B. を行う JFOODO プロモーションについては、販促資材を導入してもらう時点で事前に売上金額等のヒアリングによるフォローアップについて伝え、②への協力を依頼することとする。

³ 案内対象となる「JFOODO プロモーション」とは、JFOODO が主導するイベントだけでなくマスメディア広告やインフルエンサーを活用した広報など、JFOODO のプロモーション概要 (<https://www.jetro.go.jp/jfoodo/project.html>) に掲載されている企画全て、およびジェトロ海外事務所が主導するディストリビューション拡大のためのイベント等施策を指す。

③ プロモーション参加事業者への継続的な販売サポート

A. JFOODO プロモーション参加に関する情報提供

日本の JFOODO プロモーション参加事業者、または関係機関が現地に渡航する際等、JFOODO と協議の上、JFOODO プロモーション参加にあたっての現地市場、消費者、流通、競合製品等に関する情報提供を面談形式で行う（1 時間程度を目安とする）。なお、参加事業者等の都合によりキャンセルとなった場合には、電話やメール等で情報提供を行う。情報提供の内容については月次報告に記述し報告する。

B. 現地商談先への JFOODO プロモーションの情報提供

JFOODO と協議の上、日本の JFOODO プロモーション参加事業者、または関係機関が現地に渡航する際等に実施する現地小売事業者、飲食事業者等との商談に同行し、現地小売事業者、飲食事業者等に対し、JFOODO プロモーションに関する情報（戦略やイベント等施策情報等）を面談形式で提供する（1 時間程度を目安とする）。情報提供の結果（連絡先等の基本情報、提供した情報の内容、先方の関心の有無等）については、JFOODO が指定する様式に記述し月次で報告する（情報提供を行った企業 1 社につき分量は 400 字程度）。JFOODO プロモーションに関する情報については、随時 JFOODO より海外フィールド・マーケターに提供することとする。情報提供した企業 1 社を 1 件として数える。

④ プロモーションの基盤整備

A. 小売事業者、飲食事業者等⁴への JFOODO プロモーションの情報提供

JFOODO が別途提供する既存関係先リストに含まれる、または JFOODO プロモーション対象品目⁵が属する商品カテゴリー⁶を取り扱う現地小売事業者、飲食事業者等に対し、JFOODO プロモーションに関する情報（戦略やイベント等施策情報等）を提供し、その結果（連絡先等の基本情報、提供した情報の内容、先方の関心の有無等）を JFOODO が指定する様式に記述し月次で報告する（情報提供を行った企業 1 社につき分量は 400 字程度）。JFOODO プロモーションに関する情報については、随時 JFOODO より海外フィールド・マーケターに提供することとする。情報提供した企業 1 社を 1 件として数える。

⁴ 卸店ルート、ディストリビューターへの情報提供は本業務では対象としない。

⁵ 「JFOODO プロモーション対象品目」とは、5 品目 7 テーマ：日本酒、日本ワイン、日本産クラフトビール、米粉、和牛、水産物、日本茶（抹茶やほうじ茶も含む）。但し、台湾でプロモーション実施予定の品目（和牛、水産物（ブリ（ハマチ）、ホタテ、タイ））を基本とする。

⁶ 「JFOODO プロモーション対象品目が属する商品カテゴリー」とは、他国産も含めた商品カテゴリー全体を指す。例：日本産クラフトビールが属する商品カテゴリーとは米国産や他国産クラフトビールを含むクラフトビール全体を指す。また、現時点では JFOODO プロモーション対象品目が属する商品カテゴリーを取り扱っていない場合でも、将来的に扱う予定が確認できれば、情報提供の対象に含まれる。

B. JFOODO の戦略・施策への提案等（対象：JFOODO）

JFOODO の要望に応じて、JFOODO プロモーション実施に関する提案等を面談等にて行う（1時間程度を目安とする）。JFOODO が指定する様式(分量は1件につき400字程度)による提案等も可能とする。提案等の内容については月次報告に記述し報告する。

※③A. および④B. を除いて年間で合計150件以上の実施を目安とする。

(4) 報告書、ヒアリング記録の提出期限

- ①1. (3) に基づき当該月に実施した業務について月次報告書を作成し、翌月7日（2021年3月分は同月26日）までにJFOODO に提出する。報告書の様式はJFOODO が定めるものとする。出張報告がある場合は、月次報告に添付すること。
- ②1. (3) ②取り扱い拡大のためのフォローアップのヒアリング記録については、JFOODO が定める様式により、ヒアリング実施後2週間以内にJFOODO に提出する。提出の最終期限は2021年3月26日とする。
- ③1. (3) ①プロモーションの実行サポートについては、週次で進捗確認をする場合がある。

(5) その他

台湾域内または日本への業務出張を要請する可能性がある。

2. 使用言語：

「日本語」および「中国語」

3. 採択者数：

1者

4. 業務委託料：

- (1) 活動実績に応じて費用を支払う出来高制とし、単価は下記のとおりとする。ただし、2020年度（契約締結日～2021年3月31日まで）の費用は2,154,000円を超えないものとする。
- (2) 業務件数等については、JFOODO と事前に協議の上、決定することとする。
- (3) 電話代・コピー代など事務経費については、業務委託料に含むものとする。移動時間他、交通費等の実施に係る経費は、台北市以外で、かつJFOODO が指定した場所で業務を行う場合を除いて全て業務委託料に含む。ただし、JFOODO が要請する出張（1. (3) ③B. の業務実施に係る台湾域内出張を含む）に係る旅費（交通費、宿泊費等）はジェットロ規程に基づきJFOODO が負担する。海外フィールド・マーケターの私用による迂回は認めない。

通貨単位：日本円

業務内容		単価
1. プロモーションの 実行サポート	A. 小売事業者、飲食事業者等の JFOODO プロモーションへの参加促進	10,000 円/件
	B. 小売事業者、飲食事業者への JFOODO 製作販促資材の導入・活用促進	7,000 円/件
2. 取り扱い拡大のためのフォローアップ		5,000 円/件
3. プロモーション参加事業者 への継続的な販売サポート	A. JFOODO プロモーション参加に関する 情報提供	7,000 円/件
	B. 現地商談先への JFOODO プロモーションの 情報提供	7,000 円/件
4. プロモーションの基盤整備	A. 小売事業者、飲食事業者等への JFOODO プロモーションの情報提供	5,000 円/件
	B. JFOODO の戦略・施策への提案等 (対象：JFOODO)	7,000 円/件

*付加価値税等、一切の現地諸税は単価に含むものとする。

5. 支払い方法：

- (1) 委託業務が発生した月単位で、月次報告書及び交通費その他の証憑の提出に基づき、ジェットロで確認後、確定した金額を受託者に通知する。
- (2) 受託者は同通知額に基づき、支払請求書をジェットロに送付する。
- (3) ジェットロは同請求額を指定された受託者の口座に日本円建てで支払う。

6. 応募資格：

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 台湾に現地法人又は支店を有し、業務従事予定者は台北又は近隣都市に居住していること。
- (2) 業務従事予定者は、事業に必要とされる農林水産物等の貿易実務経験や輸出に関する専門的知見を有している、又は海外での販売代理人等としての勤務経験を有していること。
- (3) 業務従事予定者は、刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (4) 本事業及び他のジェットロ又は JFOODO 事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (5) 業務従事予定者は、健康状態が良好であること。

- (6) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、JF00D0 からの要望に素早く対応できること。
- (7) 業務従事予定者は、必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。
- (8) 個人情報の取り扱い方針に同意すること。

7. 応募方法：

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、JFA@jetro.go.jp 宛に電子メールで提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

8. 選考方法：

第一次選考：書類審査

第二次選考：面談（日時を指定の上、テレビ会議による審査を行います。面談日程は4月20日（月）の週の予定です。）

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、採択者を決定します。

- (1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
 - (2) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
 - (3) 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）
 - (4) カバーエリアにおけるプロモーションの実行サポート、取り扱い拡大のためのフォローアップ、プロモーション参加事業者への継続的な販売サポート、プロモーションの基盤整備業務への機動力
 - (5) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語および中国語による業務が可能であること
- ※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。
また、提出書類は返却できません。

9. 応募期間：

2020年4月6日（月）～4月20日（月）12時00分

10. 契約形態・業務委託期間：

- (1) 契約形態：ジェットロと採択者との間で業務委託契約書を締結
- (2) 業務委託期間：2020年4月下旬（予定）～2021年3月31日（水）

11. 個人情報の取り扱い：

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用しません。

1 2. 留意事項：

- (1) 受託者は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。また、コンプライアンス・情報セキュリティ研修の受講を要請する場合があります。JFOODO が指定する期限内に受講し、終了してください。
- (2) 受託者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。
- (3) 受託者は、JFOODO の定める業務報告書等を JFOODO の求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書及び作成資料の知的所有権ならびに事業成果はジェトロおよび JFOODO に帰属します。

1 3. 応募先・お問い合わせ：

日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）海外プロモーション企画課

担当：宮川、小林

E-mail：JFA@jetro.go.jp

TEL：+81-3-3582-8344

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相

当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当機構に提供していただく情報

①契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報又は公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上